

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇公定歩合の引下げ

日本銀行は3月7日、公定歩合を0.5%引下げることを決定し、10日から実施した。その内容は以下のとおり。

#### 日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	4.0	4.5
その他のものを担保とする貸付利子歩合	4.25	4.75

### ◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の引下げ

日本銀行は3月11日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度をⅠのとおり変更し、61年3月31日より実施することを決定するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおりとすることを決定した。

#### Ⅰ 金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度

(下線部分は今回改定、カッコ内は引下げ幅)

#### 1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。)	年 <u>4.75%</u> (0.5%)
当座預金	無利息
納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。)	年 <u>1.25%</u> (0.5%)

その他の預金 年0.75% (0.5%)

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金金である、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻の場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年4.75% (0.5%)とする。

#### 3. 実施日

昭和61年3月31日

ただし、昭和61年3月30日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る)については、昭和61年4月30日までは、なお従前の例による。

#### Ⅱ 昭和61年2月24日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(下線部分は今回改定、カッコ内は引下げ幅)

#### 1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

##### (1) 期間の定めがある預金

定期預金	
期間3か月のもの	年 <u>2.5%</u> 以下 (0.5%)
期間6か月のもの	年 <u>3.75%</u> 以下 (0.5%)
期間1年のもの	年 <u>4.5%</u> 以下 (0.5%)
期間2年のもの	年 <u>3.75%</u> 以下 (0.5%)

ただし、

イ. 期間2年のものの1年を経過した日に行われる 年3.75%以下 (0.5%)  
中間利払の利率

## ロ. 期限前払戻の場合の預入期間中の利率

- (イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
- (ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 年3.0%以下(0.5%)
- (ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年3.5%以下(0.5%)
- (ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合 年4.25%以下(0.5%)

## ハ. 期限後利率

- (イ) 現払の場合(他預金への振替を含む) 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下
- (ロ) 定期預金または据置貯金に継続書替の場合 継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

## 据置貯金

## 定期積金

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

## (2) 当座預金

無利息

## (3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年1.25%以下(0.5%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

## (4) その他の預金

普通預金および普通貯金 年0.5%以下(0.5%)

通知預金 年0.75%以下(0.5%)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金 年0.5%以下(0.5%)

## 2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率ならびに利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金につ

いては年0.25%を加えたものとするができる。

## 3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年3.0%以下(0.5%)、期間6か月以上のものについては年4.0%以下(0.5%)とする。

## 4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、昭和61年3月30日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和61年4月30日までは、なお従前の例による。

## ◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、3月債より実施した(長期国債は2月28日、政府保証債、公募地方債は3月6日にそれぞれ決定)。

## 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.7	6.0
	発行価格(円)	99.50	100.00
	応募者利回(%)	5.778	6.000
政府保証債	表面利率(%)	5.8	6.1
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	5.959	6.180
公募地方債	表面利率(%)	5.8	6.1
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	5.959	6.180

## ◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し3月債から実施した(3月3日決定)。

## 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.0	6.3
	発行価格(円)	99.25	99.75
	応募者利回(%)	6.108	6.336

### ◇金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、3月債から実施した(2月28日発表)。

#### 利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	6.0	6.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回り(%)	6.000	6.300
3年もの	表面利率(%)	5.8	6.1
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回り(%)	5.800	6.100

### ◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、3月6日以降募集分から実施した(2月28日発表)。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年ものもの	6.02	6.32

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、3月6日以降受託分から実施した(2月28日発表)。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年以上のもの	5.88	6.18

### ◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、2月28日より実施した(2月28日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
	長期貸出最優遇金利	6.9	7.2

### ◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、2月28日から実施した。

#### 政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
日本開発銀行 北海道東北開発公庫 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫		6.9	7.2
商工組合中央金庫 (組員貸し、1年超3年以内)	6.9	7.2	

### ◇昭和61年度地方財政計画について

政府は1月31日、昭和61年度地方財政計画を閣議了承した。同計画の概要は以下のとおり。

#### 昭和61年度地方財政計画

(単位・億円、%)

		61年度	60年度 計画比 増減(Δ)率
歳入	地方税	240,720	6.9
	地方譲与税	4,832	4.6
	地方交付税	98,309	4.0
	国庫支出金	99,636	△ 2.3
	地方債	44,290	12.1
	その他とも計	528,458	4.6
歳出	給与関係経費	158,598	6.0
	一般行政経費	110,288	4.6
	公債費	58,736	3.6
	維持補修費	6,780	3.0
	投資的経費	170,584	2.5
	うち直轄・補助 単独	83,284	1.3
	公営企業繰出金	87,300	3.7
その他とも計	13,372	10.6	
その他とも計		528,458	4.6